

財 第 18 号
令和 6 年 9 月 11 日

各 所 属 長 様

財 政 局 長

令和 7 年度予算編成について（通知）

本市財政は、税収が令和 5 年度決算において 2 年連続で過去最高を更新しているものの、生活保護費等の扶助費や市債の償還のための公債費などの義務的な経費は、依然として高い水準で推移している。近年においては、職員数の削減及び市債残高の縮減などの市政改革の取組成果や、税収の堅調な推移もあり、財政健全化が進んでいるが、今後とも扶助費が高水準で推移することが見込まれることに加え、物価高騰や金利上昇への備えなど、急激な環境変化にも対応できるよう、持続可能な財政構造を構築していく必要がある。

また、本格的な少子高齢・人口減少社会が到来し、生産年齢人口の減少による経済成長の制約や社会全体の活力低下が懸念される中、多様化する市民ニーズへの対応や大阪の成長の実現のため、市民の安全・安心を支える安定した財政基盤の構築に向け、たゆみなく市政改革に取り組む必要がある。

以上の認識のもと、令和 7 年度予算についてもこれまでと同様、収入の範囲内で予算を組むことを原則とするなど、将来世代に負担を先送りすることのないよう財政健全化への取組を進めるとともに、
「令和 7 年度市政運営の基本的な考え方」（令和 6 年 9 月）に基づき、限られた財源のもとで、一層の選択と集中を全市的に進めることを基本として編成作業を進めることとし、下記の要領により予算算定を行われたい。

記

令和7年度予算の算定に当たって

(「令和7年度 市政運営の基本的な考え方」(令和6年9月) より)

- ・市民サービスの充実、大阪の成長の実現に向けた取組など、必要となる予算を編成する。
- ・予算編成を通じ、引き続き市政改革に取り組むとともに、府・市間の取組の推進に当たっては、住民の視点等を踏まえ、府・市の役割分担に応じた負担となるよう取り組む。
- ・区長・局長マネジメントのもと、PDCAサイクルを徹底し、選択と集中・スクラップアンドビルドを進め、歳出・歳入両面にわたって更なる自律的な改革に取り組む。
- ・自律した自治体型の区政運営の推進に向け、基礎自治行政に関しては、区長自らの努力で歳入を確保する場合の財源も活用しながら、区長が区の特性や地域の実情に即した施策を展開・充実できるよう、その決定権に基づき、局予算も含め予算を編成する。
- ・公共事業の選択と集中を引き続き進めるとともに、その財源となる市債発行についても、将来世代の負担を勘案し、予算編成を通じ精査する。
- ・財政運営の透明性や財政規律を一層確保する観点から、予算編成過程を公表する予定としている。

上記について、市長の命により通知する。あわせて、以下に留意いただきたい。

(算定に当たっての主な留意事項)

1 配分額

現在、本市は、市民の安全・安心を支えていくため、安定した財政基盤を構築する必要があるとの認識のもと、収入の範囲内で予算を組むことを原則とするなど、将来世代に負担を先送りすることのないよう、収支均衡に向けて財政健全化の取組を進めているところである。

所属予算の算定に当たっては、常に成果を意識しながら、施策・事業の目標設定とその達成度、コストパフォーマンスの検証を踏まえるなど PDCA サイクルの徹底を図り、これまでの経緯や手法にとらわれることなく、歳出・歳入両面にわたり自律的な見直しに取り組むこと。

当初予算編成に向けて一定の前提条件により試算した令和 7 年度概算見込において、大幅な収支不足が見込まれるもの、物価高騰等の影響を踏まえ、裁量経費は前年度と同額（シーリング ± 0 %） とするが、区長・局長マネジメントをより一層發揮し、施策の選択と集中・スクラップアンドビルトを進められたい。各所属においては、所要一般財源の総額が別途通知する「配分額」の範囲内となるよう算定することを要請する。

また、近年、執行状況の精査等による不用額圧縮の取組として、いわゆる「減額補正」を行ったうえでもなお、決算において多額の不用額が生じている。

限られた財源のもとで多様化する市民ニーズに応えていくためにも、算定に当たっては、決算や予算の執行状況（見込）も踏まえ、既存の施策・事業等を十分精査したうえで、施策の選択と集中・スクラップアンドビルトを進め、単なる一律のシーリング率の設定とするのではなく、重点的に取り組む施策分野を設定するなど、所属内の予算編成方針を策定のうえ、メリハリのある算定を行うこと。

算定における所要一般財源額が「配分額」を下回る場合、下回った額については、財務部担当者と協議のうえ、令和 8 年度以降の予算編成における所属配分予算において上積むことができるものとする。

加えて、令和 6 年度中の節減額等を配分額に上積むことができる「節減インセンティブ制度」や、年度をまたがる所属マネジメントを後押しし、中長期的な視点も含めた事業見直しの促進を図る「財政効果創出インセンティブ制度」についても活用されたい。

裁量経費に係る市債収入についても、一般会計の市債残高の状況や将来の財政負担を勘案し、シーリング（± 0 %）を設定することとしているので、別途通知する「配分額」の範囲内となるよう算定されたい。なお、近年、災害の激甚化等を踏まえ、国により地方財政措置されている緊急防災・減災事業債等は積極的に活用するとともに、個別施設計画に基づく更新等により、市債の「配分額」を超過する場合は、財務部担当者と協議されたい。

事業の適債性の有無や地方債区分等に疑義がある場合は、必ず事前に財務部財源課（財源調整グループ）と協議すること。新規事業については特に留意されたい。

2 物価高騰対応経費

物価高騰の影響を受けている市民・事業者に対する必要な支援などに要する経費等については、「令和7年度予算編成における物価高騰対応経費の取扱いについて（照会）」（令和6年9月11日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

3 区予算

「自律した自治体型の区政運営」に向けて、新たな区政運営や区長権限の整理を踏まえ、各区長、区シティ・マネージャーの権限・責任のもと、予算編成・執行することを基本としているところであるが、市全体としての整合性を図るうえで、

- ・市全体の方針との整合性

- ・受益と負担の明確化の観点から、受益者には一定の負担を求める必要

- ・全市的な制度設計との整合性

- ・実施する事業の所管局による全市的な整合性の整理が必要

- ・公正性・公平性の著しい欠如などの自治行政原理との整合性

には、十分に留意されたい。

なお、区シティ・マネージャーの決定権に係る局予算及び全市的な制度設計との整合性については、区シティ・マネージャーと局との間で十分に調整を行うよう留意されたい。

なお、区予算算定に当たっては、「区関連予算にかかる財源配分の考え方等について（依頼）」（令和6年9月11日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

4 重点施策推進経費

全市的な取組として重点的に推進する施策は、「令和7年度重点施策推進経費について（照会）」（令和6年9月11日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、重点施策推進経費については、関係所属から以下の通知がなされるので、遺漏のないよう取り扱われたい。

- ・「令和7年度万博関連経費について（照会）（万博推進局通知）」（令和6年9月11日）

- ・「令和7年度子どもの貧困対策関連経費について（照会）（子ども青少年局通知）」（令和6年9月11日）

5 DX推進経費

「大阪市DX戦略」の取組に資する施策は、「令和7年度DX推進経費について（照会）」（令和6年9月11日）に基づき、遗漏のないよう取り扱われたい。

なお、本経費の対象事業で、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）を活用できる事業については、「令和7年度デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）について（通知）」（令和6年9月11日）に基づき、遗漏のないよう取り扱われたい。

6 資産の組換え

新たなストックの形成につなげるため資産の組換えにより重点的に推進する施策は、「令和7年度資産の組換え施策推進経費について（照会）」（令和6年9月11日）に基づき、遗漏のないよう取り扱われたい。

7 地方創生

「大阪市未来都市創生総合戦略」（旧「大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」）に位置づけられ、地方創生の取組を推進していくための施策については、「令和7年度デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）について（照会）」（令和6年9月11日）により、政策企画室と調整のうえ、同交付金を積極的に財源として活用されたい。

8 市政改革

「新・市政改革プラン」に基づく市政改革の取組については、「未来へつなぐ市政改革」として、2040年問題といわれる生産年齢人口の絶対的不足を見据え、今後数年間を「集中取組期間」と位置づけて、予見される課題や見えてくる変化に対応し改革をより一層進めるため、6つの取組方針（DXの推進、官民連携の推進、業務改革の推進、働き方改革、ニア・イズ・ベターの徹底及び持続可能な行財政基盤の構築）に基づき、取組を進めることとしている。予算算定に当たっては、これらの趣旨を十分に踏まえること。

なお、持続可能な行財政基盤の構築の取組として、施策・事業自体の必要性、事業内容の有効性等の観点から自律的な検証を実施すること。また、「施設のあり方検討のための試行ガイドライン」の対象施設（延床面積1,000m²以上的一般施設等）については、建替えや大規模改修等の予算化段階前に施設のあり方検討を同ガイドラインに基づき行う必要があるため、遗漏のないよう取り扱わみたい。

さらに、所属長マネジメントによりPDCAサイクルの徹底を図るため、令和5年度運営方針の評価及び令和6年度運営方針の進捗状況を踏まえて、事業を同一内容で漫然と継続することがないよ

う、令和7年度の「区・局運営方針（案）」の検討を進め、その検討内容に基づき令和7年度予算を算定されたい。

9 国・大阪府の予算編成状況

国や府の予算は、本市の予算編成にも多大な影響を及ぼすことから、その編成状況の把握に努め、速やかに対応できるよう留意されたい。

なお、府が公表している、「令和6年度 大阪府行政経営の取組み」（令和6年2月）について、その影響等を把握し、隨時、財務部担当者と協議のうえ、算定されたい。

また、府と協調して実施する事業等については、「大阪市及び大阪府における一体的な行政運営の推進に関する条例」等に基づき、府と市の役割分担に応じた財源負担となるよう十分に協議・調整した上で算定されたい。

10 監査委員報告書指摘事項等

監査委員報告書に記載された指摘事項等については、速やかに予算に反映すること。

11 収入確保

収入については、「収入の範囲内で予算を組むことを原則とする」という財政規律の前提となることから、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕捉することはもとより、使用料・手数料などについては、受益と負担の明確化の観点から、事業収支、国・他都市の動向など客観的情勢を常に把握しながら適正な水準への改定を図るとともに、施設利用率の向上、未収金の解消など積極的かつ具体的な增收策を検討されたい。

ただし、収入の見込み方を従前と変更する場合、前年度と比べて大幅に増減がある場合は事前に財務部担当者と協議されたい。

12 広告料収入の確保

広告料収入については、自ら必要な財源を確保し、必要な市民サービスの維持・向上につなげるという観点から、引き続き実施所属の特定財源として取り扱うため、令和7年度についても積極的に取り組まれたい。

ただし、区と局が協力し、一層の広告料収入の確保を図ることを目的に、局所管財産を活用して区が広告事業を実施する場合は、「局所管財産を活用して区が実施する広告事業について（通知）」（令和6年9月11日）に基づき、遗漏のないよう取り扱われたい。

なお、大阪市協力広告代理店制度及びネーミングライツパートナー一斉募集事業についても引き

続き実施するので、積極的に活用されたい。

13 未利用地の有効活用

「大阪市未利用地活用方針」において、処分検討地に分類されている未利用地については、可能な限り売却予定時期を明らかにして計画的に売却を進めるとともに、事業予定地についても、当該用地での事業の必要性について早急に精査し、売却が可能なものについては資産流動化プロジェクト用地チームと協議のうえ、活用方針を見直し、売却に努めること。

また、「留保財産の取扱いについて」（令和6年4月1日）に基づき、将来世代がまちづくりや行政運営に活用できるよう継続保有することが決定された留保財産については、貸付けによる有効活用に努めるとともに、売却が困難な処分検討地や事業化に相当な期間を要する事業予定地については、暫定的な利用としての貸付けや定期借地制度等による有効活用を図られたい。

なお、未利用地の売却や貸付けに当たっては、事前に資産流動化プロジェクト用地チームと調整済のものに限り、商品化経費及び未利用地の財産売却代の一部等を「配分額」に加算できることとしており、「未利用地売却促進にかかるインセンティブ制度の見直しについて（通知）」（令和4年9月9日）及び「未利用地の有効活用による貸付等について（通知）」（令和6年9月11日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

14 未収金対策

未収金対策については、第31回大阪市債権回収対策会議（令和6年8月23日開催）において設定した令和7年度末未収金残高315億円以下の目標を達成できるよう着実に取り組むこととしていることから、それらの取組に係る経費について適切に予算反映されたい。

15 市税の軽減措置

政策的な市税の軽減措置については、「税負担の公平性」と「事業の公益性」を十分に比較衡量することが必要であり、また、補助金等と同様の財政支援となることを踏まえ、その必要性を精査するとともに、内容（目的と軽減額等）を「見える化」することが求められる。

新たに市税の軽減措置を行う場合に係る所要税等は、引き続き編成手続き上、歳出予算同様に扱うこととし、その所要税等については各所属の「配分額」から減額する。算定に当たっては、「政策的な市税の軽減措置に係る事前協議について（照会）」（令和6年9月11日）に基づき、地方税法上の問題、税負担の公平性の問題、適用期間、軽減額等について、財務部財源課（税財政企画グループ）と協議されたい。

16 森林環境譲与税

森林環境譲与税については、「森林環境譲与税活用事業の募集について（照会）」（令和6年9月11日）により、環境局と調整のうえ、引き続き積極的に財源として活用されたい。

なお、森林環境譲与税の充当対象事業に係る所要一般財源相当額については、環境局及び財政局と協議の上、「配分額」に加算するものとする。

17 日本中央競馬会（JRA）環境整備事業交付金

日本中央競馬会（JRA）環境整備事業交付金については、「日本中央競馬会（JRA）環境整備事業交付金充当事業の募集について（照会）」（令和6年9月11日）により、計画調整局と調整のうえ、積極的に財源として活用されたい。

18 ふるさと寄附金

ふるさと寄附金については、「大阪市ふるさと寄附金制度の運用等について（通知）」（令和6年9月11日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

19 特定目的基金（蓄積基金）

蓄積基金繰入金については、寄附金等、当該基金の特定の収入を積み立てたものを繰り入れる場合に限ること。

20 補助金等の見直し

補助金等については、これまで「補助金等の見直し調整方針」の考え方沿って、見直しを進めてきたところであるが、引き続き個別精査を図り、一層の見直しを進められたい。

また、補助金については、令和6年度に終期又は検証年度を迎えるものや、令和7年度において見直しを実施するものについては、「補助金等見直しチェックシート」を提出し、財務部担当者と協議されたい。なお、令和7年度予算で新設しようとする補助金についても、協議を行うものとする。

また、令和7年度予算においても補助金支出一覧を公表していくこととしているため、「令和7年度予算における補助金一覧及び貸付金一覧の提出について（照会）」（令和6年9月11日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、令和5年度監査委員監査結果を踏まえ、「補助金等のあり方に関するガイドライン」の一部を改定するとともに、「補助金等見直しチェックシート」の様式等を変更しているので、「「補助金等のあり方に関するガイドライン」の一部改定等について（通知）」（令和6年9月11日）に基

づく取扱いに留意されたい。

21 外郭団体等への委託料及び出資・出えんの見直し

外郭団体への委託料については、外郭団体への支援といった誤解を招くことがないよう、平成24年7月に策定された「外郭団体への競争性のない随意契約による事業委託の見直しについて」に基づき、事業の廃止や競争入札の導入を進めるなど見直しを行ってきた。

この点を踏まえ、令和7年度予算において、外郭団体及び出資法人への競争性のない随意契約による委託事業を行うこととしている場合で、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第7条第1項に当たるときは、総務局への事前協議が必要であるので、留意されたい。

また、外郭団体及び出資法人への本市からの出資・出えんなどの資本的関与についても、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第3条に基づき、本市の行政目的若しくは施策の達成のため、又は当該関与の目的に応じて必要最小限のものとし、その必要性を適宜見直すよう取組を進められたい。とりわけ株式資産においては、平成26年11月10日の戦略会議において、「安定的な財政運営をめざした株式資産保有のあり方」について議論し、本市保有の株式は、上場・未上場株式を問わず、基本的に売却する方針を決定したことから、適切に予算反映されたい。

22 食糧費等接遇関係経費

近年、国際的イベントの開催やプロジェクト等の取組がさまざまに展開される中、改めて、食糧費等接遇関係経費の執行のあり方等について、市民からの誤解や不信感を招くことのないよう、過去の市政運営刷新委員会の緊急提言等の趣旨も踏まえて、十分に精査し、算定を行われたい。

23 施設整備等に係る予算

今後、多くの施設が更新時期を迎えるに伴い、施設の維持管理・更新等に要する費用が増大することが想定されていることから、平成27年12月に定めた「大阪市公共施設マネジメント基本方針（令和3年2月一部改訂）」に基づき、個別施設計画の適切な運用により長期的な視点に立って既存施設全般の維持管理等を進めるとともに、維持管理等に係るコストの縮減や事業の効率化・平準化を図ること。

また、施設の長寿命化を図るとともに、大規模改修や更新等に係る予算算定に当たっては、施設特性に応じた最適な設置・維持を行うための「持続可能な施設マネジメント」に向けた取組を踏まえ、十分に精査すること。

施設の新築・増改築、建替えに当たっては、まずは空き施設や未利用地等の転活用を図ることとし、やむなく用地取得費を予算計上する場合は、「土地取得案件の予算算定に係る取扱いについて（通知）」（令和6年9月11日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、施設の新增設及び既存施設の建替え・改修等の施設整備に係る予算については、昨今の建築資材の供給不足や価格高騰などを十分に踏まえ算定に反映することとし、資産流動化プロジェクト施設チームにおける評価及び財産運用委員会高度利用部会における検討・調整を経たもの以外は要求を認めない。（参考：「市設建築物の整備にかかる施設整備計画書の作成について（依頼）」（令和6年7月9日））

24 市民利用施設等の緊急安全対策

市民の安全・安心確保のため緊急的に対策が必要な修繕等の経費及び維持管理に必要不可欠である法定点検等の経費については、「令和7年度市民利用施設等の緊急安全対策について（照会）」（令和6年9月11日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

25 貸付金

貸付金の債権放棄に係るこの間の市会での議論も踏まえ、本市から個人へ貸付（団体等を通じ個人へ貸付を行っている事業を含む）を行っている事業については、今日的観点からの事業継続の必要性を精査するとともに、事業を継続する場合は償還確実性を向上させること。

なお、令和7年度予算においても貸付金一覧として公表することとしているので、「令和7年度予算における補助金一覧及び貸付金一覧の提出について（照会）」（令和6年9月11日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。また、新たに貸付を行うもの及び償還計画や貸付条件の変更を行うものについては、財務部担当者と協議されたい。

26 債務負担行為等

債務負担行為の設定など、将来にわたる財政負担を生じるような事業については、その必要性を十分検討することはもとより、今後の事業費の見込及び事業実施のための財源確保の見通しを厳に見極めたうえで、予算算定を行うこと。

また、年度当初から履行を開始する契約にかかる債務負担行為の設定については、「本市調達における年度当初からの履行及び契約にかかる入札手続きの取扱い（通知）」（令和6年9月4日）に基づき、遺漏のないよう取り扱われたい。

27 特別会計

本市の財政状況に対する評価は、一般会計のみならず、公営企業会計等の経営状況も含めて一体的になされている。特別会計についても、社会構造の変化による収入の減などにより、事業を取り巻く環境は、一層厳しい状況にあることから、更なる収入の確保や徹底した経費の効率化等により、経常収支や資金収支の改善を図ること。

また、将来にわたる経営収支を十分考慮し、建設改良費及び企業債発行額を精査すること。

28 特別会計繰出金等

特別会計繰出金については、総務省基準に基づかない繰出しじもとより、基準内であっても独立採算の基本原則に基づいて見直しを進め、引き続き縮減を図られたい。とりわけ、新規事項の算定に当たっては、各会計全体の経営収支の状況を十分考慮されたい。

また、地方独立行政法人への運営費交付金等は、効率的・効果的な法人運営となるよう、設立団体としてのマネジメントを行い、各所属において適切に算定すること。

なお、予算計上に当たっての統一的な考え方（「区分ごとの配分額の流用関係」、「節別積算基準等」）を添付しているので留意されたい。

所属配分予算算定の関係調書の提出について

提出期限 11月6日（水）

様式 別紙のとおり

令和7年度予算編成からの予算編成システム導入に伴い、各種様式等の変更を行っているので留意されたい。

令和7年度 所属配分予算算定調書について

【調書編】

1. 会計別説明資料

- ・会計別総括表（局・室用） (様式 1)
- ・会計別総括表（区用） (様式 2)
- ・歳出歳入予算増△減調書 (様式 3)

2. 予算事業一覧等

- ・予算事業一覧 (様式 4)
- ・事業概要説明資料 (様式 4 付属資料①)
- ・区関連予算事業一覧 (様式 4 付属資料②)
- ・一般会計歳入予算一覧 (様式 5)

3. 予算事業別調書 (様式 6)

予算編成システム
にて出力

※ 留意点等

○予算編成システムから出力可能な様式については、メール等での提出は不要とし、システム上のステータス「財政局主計担当」へ必ず遷移させること。

○「予算事業別調書」について

- ・説明責任を果たす観点から、必要なバックデータを整えること。
- ・事業の区分方法等については、財務部担当者と十分協議すること。

○その他、各様式に付してある（注）を参考として、作成されたい。

○別途、参考資料の作成を依頼することがあるので留意されたい。

会計別総括表（局・室用）

(様式1)

所属名： ●●局・室

		歳出					特定財源										差引一般財源				(単位：千円)	
		人件費	扶助費	行政施策 経費	投資的 経費	特別会計 総出金等	計	分担金及 負担金	使用料及 手数料	国庫 支出金	府 支出金	財産 収入	財産 売却代	寄附金	総入金 (除く繰越基 金総入金)	譲り入 金(除く宝くじ 収入)	計	市債	蓄積基金 総入金	まじめ 収入	交通安全 対策特別 交付金	再差引 一般財源
歳出・特定財源	6当初	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7算定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非歳量B	6当初						0											0	0			0
	7算定						0											0	0			0
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非歳量C	6当初						0											0	0			0
	7算定						0											0	0			0
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重点	6当初						0											0	0			0
	7算定						0											0	0			0
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
DX	6当初						0											0	0			0
	7算定						0											0	0			0
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
物価高騰	6当初						0											0	0			0
	7算定						0											0	0			0
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
裁量B	6当初						0											0	0			0
	7算定						0											0	0			0
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人件費 (事業費に付帯人件費除く)	6当初						0											0	0			0
	7算定						0											0	0			0
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区分外管理	6当初						0											0	0			0
	7算定						0											0	0			0
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基金積立	6当初						0											0	0			0
	7算定						0											0	0			0
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	6当初						0											0	0			0
	7算定						0											0	0			0
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳入(除く特定財源)	6当初						0											0	0			0
	7算定						0											0	0			0
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非運動歳入	6当初						0											0	0			0
	7算定						0											0	0			0
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債残財源	6当初						0											0	0			0
	7算定						0											0	0			0
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区分外管理	6当初						0											0	0			0
	7算定						0											0	0			0
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財産売却代	6当初						0											0	0			0
	7算定						0											0	0			0
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非歳量の歳入	6当初						0											0	0			0
	7算定						0											0	0			0
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	6当初						0											0	0			0
	7算定						0											0	0			0
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
所調計	6当初	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7算定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

配分額の合計

(下記ア～カの合計)

0

ア 配分通知の額

0

イ 配分移管額

0

カ 追加分配額

0

判定

配分内

0

エ 配分通知の額

0

オ 配分移管額

0

カ 追加分配額

0

判定

配分内

0

会計別総括表(区用)

(様式2)

区長自由費

	歳出						計	特定財源							差引 一般財源	市債	蓄積基金 繰入金	宝くじ 収入	交通安全 対策特別 交付金	再差引 一般財源				
	人件費	扶助費	行政施設 経費	投資的 経費	特別会計 繰出金等			分担金及 負担金	使用料及 手数料	国庫 支出金	府 支出金	財産 収入	財産 売却代	寄附金	認入金 (除く蓄積 基金繰入金)	諸収入 (除く宝くじ 収入)								
歳出・特定財源	6当初	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	7算定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
非戻量B	6当初																							
	7算定																							
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
非戻量C	6当初																							
	7算定																							
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
重点	6当初																							
	7算定																							
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
DX	6当初																							
	7算定																							
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
物価高騰	6当初																							
	7算定																							
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
裁量B	6当初																							
	7算定																							
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人件費 (事務費含む人件費込)	6当初																							
	7算定																							
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
区分外 管理	6当初																							
	7算定																							
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
遺付金	6当初																							
	7算定																							
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
基金積立	6当初																							
	7算定																							
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	6当初																							
	7算定																							
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
歳入(除く特定財源)	6当初																							
	7算定																							
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
非活動歳入	6当初																							
	7算定																							
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公債賃財源	6当初																							
	7算定																							
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
財産売却代	6当初																							
	7算定																							
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
区分外 管理	6当初																							
	7算定																							
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
非戻量の戻入	6当初																							
	7算定																							
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	6当初	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	7算定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
区長自由費 + 区CM自由費 合計	6当初	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	7算定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

所管名: ●●区

(様式2)

配分額の合計

区長・区CM自由費 計

(下記エ～カの合計)

0

ア 配分通知の額

0

イ 配分移管額

0

ウ 追加配分額

0

判定

配分内

0

起債配分額の合計

(下記エ～カの合計)

0

エ 配分通知の額

0

オ 配分移管額

0

カ 追加配分額

0

判定

配分内

0

	歳出						計	特定財源							差引 一般財源	市債	蓄積基金 繰入金	宝くじ 収入	交通安全 対策特別 交付金	再差引 一般財源			
	人件費	扶助費	行政施設 経費	投資的 経費	特別会計 繰出金等			分担金及 負担金	使用料及 手数料	国庫 支出金	府 支出金	財産 収入	財産 売却代	寄附金	認入金 (除く蓄積 基金繰入金)	諸収入 (除く宝くじ 収入)							
歳出・特定財源	6当初	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7算定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7-6	0	0	0	0	0																	

・ ○ ○ 会計（政令等特別会計）

(単位：千円)

区分	歳 出					特 定 財 源			差引市費			再差引 一般財源
	人件費	物件費	繰出金	公債費	計	使用料・手数料	国府支出金	その他		起 債	基 金	

・ ○ ○ 会計（準公営企業会計）

(単位：千円)

区分	歳 出					特 定 財 源			差引 過△不足額				一般会計 補助金 出資金	再差引 過△不足額
	人件費	物件費	公債費	その他費用	計	営業収益	国・府	その他の		損益勘定	留保資金	企業債		

(注) 1 様式1については局・室が、様式2については区がそれぞれ作成する。

2 本表は、所属ごとの予算総括表となるもので、極力1所属1表にまとめること。

3 特別会計のある場合は、政令等特別会計、準公営企業会計それぞれについて、上記様式を参考として作成し、「政令等」は運営費と施設整備費に、「準公」は収益的収支と資本的収支にそれぞれ別の上、一般会計様式に準じて作成すること。区CM自由経費（母子父子寡婦福祉貸付資金、介護保険事業会計）についても作成すること。

4 一般会計については、財政調整基金繰入金を除く。また宝くじ収入は、6当初のみ記入し、7算定は記入しないこと。

5 一般会計の人件費については、6当初のみ次のとおり記入すること。（7算定は記入しないこと）

（「区分外管理」欄の人件費）・・・事業費支弁（はめこみ）人件費を除く人件費（事業費支弁人件費は各経費区分に応じ適切に計上すること）

6 投資的経費については、次に該当するものを所属計の内数として記入すること。

普通建設事業費・・・道路・橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費

投資的経費 災害復旧事業費・・・暴風、洪水、地震その他異常な自然現象等の災害によって被災した施設を原形に復旧するために要する経費

失業対策事業費・・・失業者に就業の機会を与えることを主たる目的として、道路、河川、公園の整備等を行う事業に要する経費

なお、投資的経費の要件は以下を参考とすること。

- ・公共施設の新設、増設、改良のための経費で、その使途が資産形成に資するもの（上記5の投資的人件費、事務費を含む）
- ・用地など不動産の取得に要する経費 ・・・1件100万円以上の備品等の購入経費 ・・・交付先の団体等の資産形成につながる補助等
- ・システム・ソフトウェアに係る開発・構築経費や機能追加等の改修経費（100万円以上のものに限る）

7 非裁量経費において、「令和7年度市民利用施設等の緊急安全対策について（照会）」（令和6年9月11日）の対象事業を「非裁量経費C」（ただし、重点施策推進経費に含まれるものと除く）とし、それ以外を「非裁量経費B」とする。

8 重点施策推進経費は、「令和7年度重点施策推進経費について（照会）」（令和6年9月11日）の対象事業とする。

9 DX推進経費は、「令和7年度DX推進経費について（照会）」（令和6年9月11日）の対象事業とする。

10 物価高騰対応経費は、「令和7年度予算編成における物価高騰対応経費の取扱いについて（照会）」（令和6年9月11日）の別枠措置対象事業とする。

11 公債費財源及び非裁量的歳入は、「令和7年度予算概算見込額調書の提出について（照会）」（令和6年7月1日）の対象項目とする。新規項目がある場合は、事前に財務部担当者へ協議すること。

12 配分額及び起債配分額については、

ア、エ欄には、別途、通知する所属別配分額等算定表の額※を記入すること。

※様式1（局・室用）については、区CM自由経費を除いた配分額を記入すること。

※様式2（区用）については、区CM自由経費と区長自由経費を合わせた配分額を記入すること。

イ、オ欄には、配分移管があった場合に記入すること。

ウ、カ欄には、所属別配分額算定表を通知後に追加配分があった額を記入すること。

13 「準公」様式中、表頭「その他費用」欄は、現金支出を伴わない経費のみに限ること。

14 区CM自由経費については、様式1・様式2それぞれの該当欄に区CMの指示に基づき算定した額を記入すること。

15 7年度において区分の変更があったものについては、6年度も変更後の区分とすること。

歳出歳入予算増△減調書

(様式3)

所属名 : _____ ●●区・局・室

(単位:千円)

	歳出	特定財源										差引 一般財源	再差引 一般財源			
		分担金及 負担金	使用料及 手数料	国庫 支出金	府 支出金	財産 収入	財産 売却代	寄附金	繰入金 (除く蓄積基金繰 入金)	諸収入 (除く宝くじ収入)	計		市債	蓄積基金 繰入金	宝くじ 収入	交通安全 対策特別 交付金
6当初											0	0				0
7算定											0	0				0
7-6		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

対前年度との主な増△減

事項	区分	歳出	特定財源										差引 一般財源	市債	蓄積基金 繰入金	宝くじ 収入	交通安全 対策特別 交付金	再差引 一般財源	増△減説明
			分担金及 負担金	使用料及 手数料	国庫 支出金	府 支出金	財産 収入	財産 売却代	寄附金	繰入金 (除く蓄積基 金繰入金)	諸収入 (除く宝くじ収 入)	計							
	6当初											0	0				0		
	7算定	0										0	0				0		
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	6当初											0	0				0		
	7算定	0										0	0				0		
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	6当初											0	0				0		
	7算定	0										0	0				0		
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	6当初											0	0				0		
	7算定	0										0	0				0		
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	6当初											0	0				0		
	7算定	0										0	0				0		
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	6当初											0	0				0		
	7算定	0										0	0				0		
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	6当初											0	0				0		
	7算定	0										0	0				0		
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	6当初											0	0				0		
	7算定	0										0	0				0		
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	6当初											0	0				0		
	7算定	0										0	0				0		
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	6当初											0	0				0		
	7算定	0										0	0				0		
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	6当初											0	0				0		
	7算定	0										0	0				0		
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	6当初											0	0				0		
	7算定	0										0	0				0		
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	6当初											0	0				0		
	7算定	0										0	0				0		
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	6当初											0	0				0		
	7算定	0										0	0				0		
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	6当初											0	0				0		
	7算定	0										0	0				0		
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(注) 1. 本調書は、各所属所管全体について事項別に増△減を説明するものである。(局・室は区CM自由経費を含む。区については、区長自由経費のみについて記入すること。)

事項については、増△減の大きいものはもとより、プレス発表を予定している事業のうち、新規拡充事業についてももれなく記入すること。

また、非連動歳入など、歳入のみの事項についてももれなく記入すること。

2. 政令等特別会計、準公営企業会計についても、一般会計に準じて作成すること。

3. 増△減説明欄は、増減が生じる要因を、歳出・特定財源ごとに必要に応じて単価、件数、人數等の計数を活用して、簡潔・明瞭に説明すること。

歳出歳入予算増△減調書

(様式3)

所属名: ●●区・局・室

記載例

(単位:千円)

	歳出	特定財源									差引 一般財源					再差引 一般財源
		分担金及 負担金	使用料及 手数料	国庫 支出金	府 支出金	財産 収入	財産 売却代	寄附金	繰入金 (除く蓄積基金繰 入金)	諸収入 (除く宝くじ収入)		市債	蓄積基金 繰入金	宝くじ 収入	交通安全 対策特別 交付金	
6当初											0	0				0
7算定											0	0				0
7-6		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

対前年度との主な増△減

事項	区分	歳出	特定財源									差引 一般財源	市債	蓄積基金 繰入金	宝くじ 収入	交通安全 対策特別 交付金	再差引 一般財源	増△減説明
			分担金及 負担金	使用料及 手数料	国庫 支出金	府 支出金	財産 収入	財産 売却代	寄附金	繰入金 (除く蓄積基 金繰入金)	諸収入 (除く宝くじ収 入)							
○○給付事業	6当初	非裁量B	1,000,000		500,000	250,000						750,000	250,000				250,000	
	7算定	非裁量B	1,200,000		600,000	300,000						900,000	300,000				300,000	法改正に伴う給付対象者の増による増
	7-6	非裁量B	200,000	0	0	100,000	50,000	0	0	0	0	150,000	50,000	0	0	0	50,000	
●●施設管理事業	6当初	非裁量C	50,000									0	50,000	50,000			0	
	7算定	非裁量C	0									0	0			0		改修工事完了に伴う皆減
	7-6	非裁量C	▲ 50,000	0	0	0	0	0	0	0	0	▲ 50,000	▲ 50,000	0	0	0	0	
	6当初	DX	7,000									0	7,000				7,000	
	7算定	DX	30,000									0	30,000				30,000	システムの本格開発フェーズ移行に伴う増
	7-6	DX	23,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23,000	0	0	0	23,000	
	6当初	裁量B	40,000									0	40,000	36,000			4,000	
	7算定	裁量B	40,000									0	40,000	36,000			4,000	
	7-6	裁量B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
□□使用料	6当初	非連動歳入			200,000							200,000	▲ 200,000				▲ 200,000	
	7算定	非連動歳入			210,000							210,000	▲ 210,000				▲ 210,000	受益者負担の適正化に伴う使用料改定による増
	7-6	非連動歳入	0	0	10,000	0	0	0	0	0	0	10,000	▲ 10,000	0	0	0	▲ 10,000	
	6当初											0	0				0	
	7算定	0										0	0				0	
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	6当初											0	0				0	
	7算定	0										0	0				0	
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	6当初											0	0				0	
	7算定	0										0	0				0	
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	6当初											0	0				0	
	7算定	0										0	0				0	
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	6当初											0	0				0	
	7算定	0										0	0				0	
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	6当初											0	0				0	
	7算定	0										0	0				0	
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	6当初											0	0				0	
	7算定	0										0	0				0	
	7-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注) 1. 本調書は、各所管所管予算全体について事項別に増△減を説明するものである。(局・室は区CM自由経費を含む。区については、区長自由経費のみについて記入すること。)

事項については、増△減の大きいものはもとより、プレス発表を予定している事業のうち、新規拡充事業についてももれなく記入すること。

また、非連動歳入など、歳入のみの事項についてももれなく記入すること。

2. 政令等特別会計、準公営企業会計についても、一般会計に準じて作成すること。

3. 増△減説明欄は、増減が生じる要因を、歳出・特定財源ごとに必要に応じて単価、件数、人數等の計数を活用して、簡潔・明瞭に説明すること。

会計名 ●●会計

所属名 ○○区役所・局

政令会計は下段を一般会計
繰入金に変更

(単位:千円)

上段:歳出額
(下段:所要一般財源)

通し番号	科目(款-項-目)	事業名	担当課	6年度 当初①	7年度 予算案②	増減 (②-①)	備考
1	3-1-2	○○局職員の人事費	○○課	30,000 (30,000)	0 (0)	△ 30,000 (△ 30,000)	7年度算定額10,000千円のうち、一部(例:2,000千円、所要一般財源同額)のみが区CM事業経費の場合でも記載する。
		職員費計	目名称計で中央揃え	30,000 (30,000)	0 (0)	△ 30,000 (△ 30,000)	
2	3-1-2	○○事業	□□課	25,000 (25,000)	20,000 (20,000)	△ 5,000 (△ 5,000)	
3	3-1-2	△△事業	××課	5,000 (0)	1,500 (0)	△ 3,500 (0)	
4	3-1-2	×××××××××××× ×××事業	○○課	5,000 (5,000)	10,000 (10,000)	5,000 (5,000)	区CM 2,000 (2,000)
5	3-1-2	□□□事業	□□課、××課	30,000 (30,000)	0 (0)	△ 30,000 (△ 30,000)	7年度算定 上段 歳出額 下段 所要一般財源
		○○総務費計		65,000 (60,000)	31,500 (30,000)	△ 33,500 (△ 30,000)	
				65,000 (60,000)	31,500 (30,000)	△ 33,500 (△ 30,000)	
		所属計					区CM 2,000 (2,000)

(注)

- 1 本様式は各所属ごとの事業を款項目別に総括したものであり、12月算定期階、予算案プレス発表時に公表を予定しており、市民・市会への各所属における説明責任の観点からも、簡潔かつわかりやすいものとなるよう留意すること。
- 2 一般会計については、予算編成システムから出力されるものを使用すること。
- 3 特別会計については、本様式を参考に作成し、データにて財務部担当者あて提出すること。
- 4 なお、公表に向けた体裁など作成要領の詳細は別途通知する。

事業概要説明資料

(様式4付属資料①)

所属名 ○○区役所・局

事業名

[事業目的]

[事業内容]

[事項別内訳]

(単位:千円)

事 項	6年度	7年度	備 考
合 計	0	0	

区シティ・マネージャー自由経費予算事業一覧

(様式4付属資料②)

金計名 一般会計

上段：7年度歳出額
(下段：所要一般財源)
(単位:千円)

通し 番号	事業名	局名	予 算 編 成 主 管																					
			区合計	北区	都島区	福島区	此花区	中央区	西区	港区	大正区	天王寺区	浪速区	西淀川区	淀川区	東淀川区	東成区	生野区	旭区	城東区	鶴見区	阿倍野区		
1	○○事業	福祉局	16,572 (13,272)	16,572 (13,272)																				
2	△△事業	福祉局	37,190 (36,888)	37,190 (36,888)																				
3	××事業	福祉局	448 (448)	448 (448)																				
4																								
5																								
6																								
7																								
8																								
9																								
福祉局計			54,210 (50,608)	54,210 (50,608)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
一般会計 区CM自由経費計①			54,210 (50,608)	54,210 (50,608)	様式4(予算事業一覧)の各区の所属計額を記載する		0 (0)																	
一般会計 区長自由経費計②																								
一般会計計 ①+②			54,210 (50,608)	54,210 (50,608)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	

金計名 母子父子寡婦福祉貸付資金会計

上段：7年度歳出額
(下段：一般会計緑入金)
(単位:千円)

通し 番号	事業名	局名	予 算 編 成 主 管																			
			区合計	北区	都島区	福島区	此花区	中央区	西区	港区	大正区	天王寺区	浪速区	西淀川区	淀川区	東淀川区	東成区	生野区	旭区	城東区	鶴見区	阿倍野区
1	こども青少年局																					
2	こども青少年局																					
母子父子寡婦福祉貸付資金会計 区CM自由経費計③			0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
区CM自由経費*区長自由経費 総出額合計 ①+②+③			54,210	54,210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1 本様式は、区CMの指示により局・室が作成のうえ、提出すること。なお、12月算定期階、予算案プレス発表時に公表予定。(詳細は別途通知)

※2 区合計の局計は、様式4予算事業一覧の備考欄「区CM」の所属計の金額と一致する。(ただし、複数の会計がある局については、すべての会計の備考欄「区CM」の所属計の金額を合計した額と一致する。)

※3 一般会計については、予算編成システムから出力されるものを使用すること。

※4 特別会計については、本様式を活用すること。

歳入予算一覧

(様式5)

会計名 一般会計

所属名 ○○区役所・局

(単位：千円)

通し番号	科目・項目	担当課	6年度 当初①	7年度 予算案②	増減 (②-①)	備考
	16款 使用料及手数料		11,000	13,100	2,100	
	1項 使用料		11,000	13,100	2,100	
	1目 総務使用料		11,000	13,100	2,100	
	2節 其他使用料		11,000	13,100	2,100	
1	区役所地下駐車場等	○○課	10,000	12,000	2,000	
2	エレベーター広告使用料等	○○課	1,000	1,100	100	
	17款 国庫支出金		2,500	2,300	△ 200	
	2項 国庫補助金		2,500	2,300	△ 200	
	1目 総務費国庫補助金		2,500	2,300	△ 200	
	7節 区まちづくり推進費補助金		2,500	2,300	△ 200	
3	(子育て支援事業)	××課	500	500	0	
4	(住民票等発行手数料のキャッシュレス化・住民情報待合への行政キオスク端末導入による利便性向上事業)	△△課	2,000	1,800	△ 200	
	24款 諸収入		36,000	41,000	5,000	
	6項 雜入		36,000	41,000	5,000	
	22目 雜収		36,000	41,000	5,000	
	1節 雜収		36,000	41,000	5,000	
5	(地域活性化事業基金積立金)	○○課	30,000	35,000	5,000	
6	広報紙広告掲載等	△△課	6,000	6,000	0	
計			49,500	56,400	6,900	

※項目名中の（）は充当事業名称を記載している。

- (注) 1 本様式は各所属ごとの一般会計歳入を款項目節別に総括したものであり、予算案プレス発表時に公表を予定しており、市民・市会への各所属における説明責任の観点からも、簡潔かつわかりやすいものとなるよう留意すること。
- 2 予算編成システムから出力されるものを使用すること。
- 3 なお、公表に向けた体裁など作成要領の詳細は別途通知する。

(様式 6)

予算事業別調書

(単位 : 円)

年 度		所属名	
会 計		担当課	
算 定 区 分			
新 規 / 拡 充		予算科目	
事 業 名			

事 業 費	うち債務負担の予算化額
所 要 一 般 財 源	うち区CM自由経費

事 業 目 的	
---------	--

事 業 内 容	
---------	--

事 業 期 間 ・ ス ケ ジ ュ ー ル	
-----------------------	--

実 施 方 法	
---------	--

事 項 別 内 訳								(上段: 当年度 下段: 前年度)	
事 項	経 費 区 分	事 業 費	国 庫 支 出 金	府 支 出 金	市 債	そ の 他	所 要 一 般 財 源		
								0	0
								0	0
								0	0
								0	0

							0
							0
							0
合 計	0	0	0	0	0	0	0

新規債務負担行為設定

名 称					
期 間 始 期					
期 間 終 期					
限 度 額		財 源	国 庫 支 出 金		
			府 支 出 金		
			市 債		
			そ の 他		
			所 要 一 般 財 源		0

事 業 費 等 の 推 移

年 度	事 業 費	国 庫 支 出 金	府 支 出 金	市 債	そ の 他	所 要 一 般 財 源
令 和 4 年 度 当 初						0
令 和 5 年 度 当 初						0
令 和 6 年 度 当 初						0
令 和 7 年 度 当 初						0
令 和 8 年 度 見 込						0
令 和 9 年 度 見 込						0
令 和 10 年 度 見 込						0
令 和 11 年 度 見 込						0
令 和 4 年 度 決 算						0
令 和 5 年 度 決 算						0

事 業 実 施 に 至 る 背 景 ・ 経 過

--

現 状 ・ 課 題

--

K G I (達成目標)・K P I (評価指標)

--

再 構 築 基 準

--

(注)

- 1 一般会計については、予算編成システムから出力されるものを使用すること。
- 2 特別会計については、本様式を参考に作成し、データにて財務部担当者あて提出すること。